

3月 渡公民館便り



1年間よろしく申し上げます

○	十九区	十八区	◎	十六区	十五区	十四区	十一区	十区	九区	八区	七区	六区	五区	○	四区	三区	二区	一区	令和四年
夕日ヶ丘	田口	立原	高橋	畑野	泉	大西	松本	門脇	渡辺	渡辺	木下	松本	丸山	渡辺	松本	菊地	築谷	渡地区自治会長	
俊介	正道	歳久	成至	直子	勝基	康仁	信夫	好美	誠	眞司	浩	敏満	明彦	健志	英夫	佳一			
さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん		

◎自治連合会長
○自治連合副会長

【渡公民館からのお知らせ】

うすずみさくら

今年の「淡墨桜まつり」は、新型コロナウイルス感染予防のため、中止いたします。ご了承ください。

淡墨桜の開花時期は、例年3月中旬～下旬ごろです。桜まつりは行いませんが、裏庭(さくら通り)散策はできますのでお楽しみください。



今月の公民館講座

「音読教室」(3月18日(金)午前10時～)

※新型コロナウイルス感染予防のため、延期になる場合があります。ご了承ください。

～おめでとうございます～

卒業式・卒園式 日程

第三中学校 3月11日(金)
渡小学校 3月18日(金)
わたり保育園 3月26日(土)

【渡公民館からのお願い】

コロナウイルス感染防止対策のため、公民館をご利用の際には、なるべく上履きのご持参をお願いします。

【境港市役所市民課からのお知らせ】

マイナンバーカードを申請してみませんか？

マイナンバー(12桁の個人番号)は、社会保障や税、災害対策等、行政手続きのために使われています。「マイナンバーカード」を取得されると、本人確認書類や健康保険証として利用できるほか、コンビニエンスストアで住民票等の各種証明書の交付もできるようになる等、利便性の向上が図られているところです。

マイナンバーカードの申請には、「郵便申請」と「オンライン申請」の2通りがあります。写真撮影や申請書の書き方などの申請サポートを行いますので、ぜひマイナンバーカードを申請してみませんか？

◎ 市民課窓口・・・「郵便申請」をサポート

- ・写真撮影(無料)
- ・申請書の書き方
- ・申請書をお渡しします(申請書がない方)



◎ 各 公民館・・・「オンライン申請」をサポート

- 《申請書と申請者ご自身のスマートフォンが必要です》
- ・写真撮影(申請者ご自身のスマートフォンで撮影)
- ・スマートフォンでの入力

*申請書が無い場合は、市民課で申請書を受け取ってください。

公民館講座や行事などで撮影した写真を、公民館報やホームページに掲載させて頂く事があります。あらかじめご了承ください。

三中コミュニティ・スクールだより

2月18日（金）第三中学校で「職業講話～地域の先輩に学ぶ～」が行われました。講師の石飛駿さん（境港消防署）には、消防の仕事の内容だけではなく、仕事を選ぶポイントややりがい、そして地元で働く魅力について語っていただきました。渡邊冬樹さん（渡辺商店）には、会社経営者の観点から地域に必要とされる会社を目指すために努力しておられることや、ご自分の生き方について語っていただきました。

お二人とも三中の卒業生ということで、生徒たちにとってはより身近な大人に感じられたと思います。実際に地元で働いておられる方のお話を聞いて学んだことを、今後の進路選択に生かしてほしいと思います。

高梨 典子（地域学校コーディネーター）



「境港市民図書館 渡分館」を 公民館内に開設しています

- ★地域の皆様、是非お立ち寄りください。
- ◇館内ではご自由にご覧ください。
- ◇貸し出し方法については公民館職員にお尋ねください。

※境港市民図書館は移転準備のため、2月末をもって閉館しましたが、渡公民館内の分館では、市民図書館の閉館中も本の貸出しを行います。

新しい市民図書館は、市民交流センター内に令和4年7月10日オープン予定です。



今月の「あいさつ運動の日」

- ◎渡小学校：3月7日（月）
- ◎第三中学校：3月10日（木）

「あいさつの響き合う

地域・学校・家庭づくり」

～3月の防犯パトロール予定～

1・8・15・22（火曜日）

午後6時30分～

3月から時間に変更になります

自転車で渡公民館集合です！
仲間を随時募集しております。

◎雨天（小雨時）は中止します。

※青少年育成境港市民会議渡地区部会



【境港警察署からのお知らせ】

子どもの非行や犯罪被害に注意！！

春は進級・進学に伴う、生活環境の変化により、子どもたちが夜遅くまで出歩いたり、喫煙や飲酒したりするなど、非行の兆しが出やすい傾向にあります。

また、この時期は、携帯電話を初めて手にする子どもたちが増え、既に利用している場合を含め、使い方を誤ると、子どもたちがインターネットを悪用した犯罪の被害者や加害者になる危険性があります。

子どもたちが安心して健全な生活を送るためには、家庭だけでなく、地域全体での見守り活動も大切です。気になることや心配ごとは、境港警察署または少年相談窓口にご相談ください。

＜少年相談窓口＞

西部少年サポートセンター Tel 0859-31-1574

ヤングメール youngmail@pref.tottori.lg.jp

